

平成19年7月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 山崎郁雄

平成19年(ネ)第265号 不当利得返還請求控訴事件

(千葉地方裁判所松戸支部・平成17年(ワ)第929号)

口頭弁論終結日 平成19年4月10日

判 決

千葉県松戸市根本387番地の5 (松戸市役所内)

控 訴 人	松戸市関台土地区画整理組合
同 代 表 者 理 事 長	本 間 克
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	井 口 寛 二
同	野 村 幸 代
同	森 本 香 奈

千葉県松戸市根本387番地の5

被 控 訴 人	松 戸 市
同 代 表 者 市 長	川 井 敏 久
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	橋 本 勇
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	羽 根 一 成
同 指 定 代 理 人	中 馬 勉
同	高 木 博
同	宮 間 秀 二
同	小 宮 光 生

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は、控訴人に対し、2億7060万1560円及びこれに対する平成17年11月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被控訴人

本件控訴を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨等

本件は、控訴人が、被控訴人との協定に基づいて、平成8年3月末日までに、紙敷川改修事業に関する工事を施行し、その費用2億9388万6748円を負担したことについて、これは本来紙敷川の管理者である被控訴人が負担すべき費用を控訴人が負担したものであり、上記協定は土地区画整理法に違反し無効であって、被控訴人は、法律上の原因がないのに、悪意で、控訴人の損失において上記費用相当額の利益を受けたものであるとして、不当利得返還請求権に基づき、一部請求として、2億7060万1560円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成17年11月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

原判決は、控訴人による本件工事の施行は、土地区画整理法に違反し無効となるものではなく、本件各協定が無効であるとはいえないとして、控訴人の請求を棄却した。

そこで、原判決を不服として、控訴人が控訴をした。

なお、この判決に掲げる土地区画整理法の条文は、平成11年法律第25号による改正前のものであり、また、土地区画整理法施行規則の条文は、平成11年建設省令第42号による改正前のものである。

2 前提となる事実

前提となる事実は、原判決「事実及び理由」欄の第2の1の「前提となる事

実（当事者間に争いがないか、各項に掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）」（原判決2頁13行目から9頁8行目まで）に記載のとおりであるので、これを引用する。

3 争点

- (1) 本件工事は、被控訴人が紙敷川の管理者たる地位に基づいて施行し又は費用を負担すべきものであったか否か（被控訴人の利得の有無）
- (2) 控訴人の負担を定めた本件各協定は土地区画整理法に違反し無効か否か（法律上の原因の有無）

4 争点に関する当事者の主張

争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の第2の2の「争点」（原判決9頁9行目から24頁末行まで）に記載のとおりであるので、これを引用する。ただし、原判決18頁4行目の「同法14条1項、3項」を「同法14条1項、21条1項」と、同頁8行目から9行目にかけての「同法14条3項、21条1項」を「同法39条1項」と改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(2)（控訴人の負担を定めた本件各協定は土地区画整理法に違反し無効か否か（法律上の原因の有無）について）

- (1) 前提の事実と証拠（甲2号証、3号証、6号証の1、37号証、43号証、45号証、51号証ないし54号証、56号証ないし58号証、59号証の1ないし7、乙4号証ないし6号証、8号証、9号証）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件工事を含む紙敷川河川改修事業は、紙敷川の拡幅、掘下げ等によってその流下能力を増大させ、台風や豪雨時における流域内低地部の浸水被害を解消することを目的とする事業である。

控訴人は、当初の事業計画においては、本件施行区域内の雨水排水は、各道路のL型側溝及び管渠により、原則として2か所の調整池に導き、調

整備後、本件施行地区の南側に流れる紙敷川に放流するものとし、調整池を2か所に設置することを予定した上で、紙敷川を開渠のままにして、本件施行地区内において平均2.5メートル幅で開削を行うこととしていた。その後、控訴人は、第2回事業計画変更において、調整池を1か所にするとともに、紙敷川を本件施行地区内において平均3.55メートル幅で開削をして、ボックスカルバート工法による暗渠とする（ボックスカルバートが敷設される場所のほとんどは本件施行地区内とされていた。）ことを決定し、第3回事業計画変更において、ボックスカルバートを一部を除き市川市側地権者の所有地と紙敷川水路敷の境界に敷設することとし、紙敷川の本件施行地区内における開削の幅員を平均1.9メートルと変更する決定をした上、本件工事を施行した。

本件工事が施行された区域は、本件施行地区の南側境界に沿った長さ約220.3メートル（第2工区約103メートル、第3工区約117.3メートル）、幅約4.2メートルの帯状の区域であり、ほぼ全域にわたって本件施行地区内と本件施行地区外の従前の紙敷川とにまたがっており、そのうち本件施行地区に含まれる部分は、幅員にして平均1.9メートル、面積にして約45パーセントである。

イ 紙敷川は、本件施行地区の上流に約260ヘクタールの流域面積を有し、その流域からの雨水排水が流入する水路である。本件施行地区は、標高15メートルないし16メートルの一部丘陵地を含む地域で面積約8.7ヘクタールであるが、地区全体の28パーセントを占める2.4ヘクタールが低地部であり、この低地部には紙敷川が流下している。

控訴人の雨水排水基本計画においては、紙敷川は「地区外専用流入水路」と称され、本件施行地区外から流入する雨水排水を処理するための水路として位置づけられている。一方、本件施行地区内の雨水排水は、松戸市の公共下水道計画に基づき、各道路のL形側溝、U形側溝及び管渠により

前提となる事実(6)の調整池に導き、調整後、紙敷川に放流することにより処理するものとされている。

上記のとおり、本件施行地区の低地部に紙敷川が流下しており、昭和56年10月の洪水により、本件施行地区の一部を含む松戸市関台地区に、浸水面積2.34ヘクタール、浸水量3400立方メートルの浸水被害が発生したことがあり、雨水排水計画を策定する際には、このことも検討の材料とされた。

ウ 本件事業の事業計画書上、本件施行地区内の区画道路は、幅員10メートル、8メートル又は6メートルとして計画されており、実際にも、道路内に本件施行地区の境界があるものを除き、区画道路の幅員は6メートル以上となっている。

本件事業において整備された区画道路21号線は、本件工事により第2工区の施行区域に整備された道路の一部を構成しており、その幅員は1.5メートルであるが、本件施行地区外の道路部分（市川市の行政区域内を含む。）と一体として整備されたものであり、その全体の幅員は約13.2メートルである。この整備された道路については、近い将来、道路法8条1項の市道認定がされる予定である。

本件施行地区内の松戸市紙敷1丁目34番1及び同番4ないし9の各土地は、区画道路21号線に接しており、そのうち松戸市紙敷1丁目34番5及び同番6の各土地に接する道路は、区画道路21号線のみである。

エ 本件事業の施行と時期を同じくして、本件工事の施行区域北側に隣接して、北総開発鉄道松飛台駅が新設されており、本件工事により第2工区の施行区域に整備された道路（区画道路21号線を含む。）の北端は、同駅南側の駅前広場に接続している。

オ 本件工事は、本件事業の事業計画に含まれており（乙9号証の事業計画書に紙敷川の改修工事をボックスカルバートを敷設することによって行う

旨の記載があるところ、この記載は、埋設した部分の上部を道路として整備することを含んでいる。甲44号証、51号証、53号証参照。）、本件事業における換地計画の策定及び換地処分は、本件工事の施行を前提としてされている。

(2)ア 法人は、法令の規定に従い、定款で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負うものである（民法43条）ところ、控訴人は、土地区画整理事業、すなわち、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法で定めるところに従って行われる土地の区画の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業等（土地区画整理法2条）を行うため設立された法人である。控訴人の定款の第1条は、同定款が土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の施行のため必要な事項を定めることを目的とするものである旨明記し、このことを明らかにしている。したがって、控訴人は、その事業の遂行に必要な一切の行為をする能力を有するというべきである。

イ(ア) 控訴人は、この点に関し、土地区画整理組合が施行地区外において工事を施行することは土地区画整理法上許容されていないから、本件施行地区外の土地等を含む区域で行われる本件工事（道路整備費を除く。）について控訴人の費用負担（ボックスカルバート上における道路の整備費を除く費用の負担である。以下同じ。）を定めた本件各協定は、公序良俗に反し無効である旨主張するので、この点について判断する。

(イ) 土地区画整理法は、土地区画整理組合は、宅地について所有権又は借地権を有する者が設立するもので、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる（3条2項）、土地区画整理組合を設立しようとするときは、定款及び事業計画を定め、組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない、定款には、土地区画整理事業を施行する土地の区域である施行地

区に含まれる地域の名称を記載し、また、事業計画には、施行地区を定めなければならない（14条1項、15条2号、16条1項、6条1項）と規定しているのであって、これらの規定によれば、土地区画整理法は、土地区画整理事業が、原則として、定款及び事業計画で定められた施行地区内で行われることを予定しているものといえることができる。

しかし、施行地区内の道路と施行地区外の道路との接続道路の建設、施工地区から汚水、雨水等の排水先を確保するための施行地区外の河川の改修工事等、公共施設等の工事を施工地区内と施行地区外で一体的に行うことが、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進という土地区画整理事業の目的を達成する上で有益と認められる場合においては、土地区画整理組合が施行地区外の土地の権利者等の承諾を得て施行地区外で自らの費用で当該工事を行うことは、当該工事の区域を施行地区に含めないことに相応の理由があり、それが当該組合の事業計画に基づくものである限り、土地区画整理法の許容するところであると解される。

(ウ) この点に関し、控訴人は、土地区画整理法は、79条及び135条において、施行者が、施行地区外における工事を施行し、又は施行地区外における工事の費用を負担する場合を規定しているが、これらに該当する場合以外には、施行者が施行地区外における工事を施行し、又は施行地区外における工事の費用負担をすることを許容していない旨主張する。

ところで、土地区画整理法79条は、1項で、都道府県や市町村等が土地区画整理事業の施行者である場合について、「土地区画整理事業の施行のために欠くことのできない施設を設置するため必要がある場合においては、土地収用法で定めるところに従い、土地を使用することができる」と規定するとともに、2項で、1項の規定により施行地区内の土地を使用する場合について、土地収用法適用上の特例を定めている。し

かし、この規定は、土地区画整理事業の施行のため欠くことができない施設を設置する必要がある場合には、施行地区の内外を問わず、施行者が土地収用法の定めに従い土地を使用することができる旨を定めたものにすぎず、施行者が施行地区外で施設の設置等の工事をする場合を限定して定めた規定であると解することはできない。

また、土地区画整理法135条は、1項で「土地区画整理事業の施行に因りその施行地区に隣接する鉄道若しくは軌道の踏切又橋の新設若しくは変更の工事を施行する必要がある場合においては、その工事に要する費用は、その必要を生じた限度において、施行者が負担するものとする。」と規定し、2項で「前項の工事の設計及び施行方法は、当該工事を施行する者と当該施行者の協議により定めなければならない。」と規定している。しかし、この規定は、土地区画整理事業において、施行地区外において同地区に隣接する鉄道等の施設の工事が必要となる場合があり、しかも、当該工事について、これを施行する者が土地区画整理事業の施行者と異なることを前提として、その場合の工事の費用は、その事業を原因として生じた必要の限度内で施行者が負担するものとし、鉄道等の事業者の不測の損害を与えることがないように費用負担の調整を定めたものにすぎず、施行者が施行地区外で施設等の工事をする場合、あるいは施行地区外での施設等の工事について費用を負担することができる場合を限定して定めた規定であると解することはできない。

したがって、土地区画整理法79条、135条の各規定について、これらが施行者が施行地区外で施設の工事をする旨を定めた根拠規定であり、施行地区外で工事をする場合等を限定的に規定したものであるとする控訴人の上記主張は採用することができない。

ウ(ア) 前記イの解釈に立って本件についてみると、前記(1)のとおり、控訴人は、事業計画において、本件施行区内の雨水排水については、各道路のL型側溝及び管渠により、調整池に導き、調整後、本件施行地区の南側を流れる紙敷川に放流するものとし、調整池を1か所設置した上で、紙敷川につき本件施行地区内において平均1.9メートルの幅員の開削を行って、約4.2メートル拡幅した上、ボックスカルバート工法による暗渠とし、第2工区においては、ボックスカルバートの上部に本件施行地区内と本件施行地区外とにまたがる道路を一体として整備するものとし、この事業計画に従って本件工事をしたものであること、本件工事が施行された区域は、本件施行地区の南側境界に沿った長さ約220.3メートル（第2工区約103メートル、第3工区約117.3メートル）、幅約4.2メートルの帯状の区域であり、ほぼ全域にわたって本件施行地区内と本件施行地区外の従前の紙敷川とにまたがっており、そのうち本件施行地区に含まれる部分は、幅員にして平均1.9メートル、面積にして約45パーセントであることが認められる。

土地区画整理法施行規則8条は、施行地区を定めるについて、「道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適切な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。」と規定し、その例外として「ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要があるとき、その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。」と規定しているから、本件の場合も、控訴人が紙敷川の河川改修工事をするというのであれば、上記例外規定に基づき、当該工事を施行する河川の区域を施行地区に含めてこれを施行することも可能であったと解されるが、前提事実のとおり、上記改修工事を施行する区域

は、紙敷川の、本件施行地区及び市川市大町土地区画整理組合の施行地区と接する地域にあり、上記改修工事については、松戸市側と市川市との間で費用を分担し、協力して改修工事を行うものとされていたのであるから、これを控訴人の施行地区に含めないで工事を施工することとしたことには相応の理由があったというべきである。

(イ) 次に、前記(1)の認定事実によれば、本件工事を含む紙敷川改修事業は、紙敷川の拡幅、掘下げ等によってその流下能力を増大させ、流域内低地部の浸水被害を解消することを目的とする事業であるところ、本件施行地区もまた、紙敷川の流域にあって相当の範囲の低地部を含んでおり、昭和56年10月の洪水により、本件施行地区の一部に浸水被害が発生していることを考え合わせれば、改修事業が行われないうまま、将来、本件施行地区外からの雨水の流入量が紙敷川の流下能力を上回る事態となった場合には、本件施行地区内に浸水被害が生ずることが予想されるのであって、本件工事は、本件施行地区における将来のこのような浸水被害の発生を防止又は軽減することを目的としてされたものと認められることができる。

また、土地区画整理事業における住宅地の区画道路の幅員は原則として6メートル以上、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合は4メートル以上とされているところ（土地区画整理法6条1項、7項、同法施行規則9条3号）、前記(1)の認定事実によれば、本件工事は、本件事業において整備する幅員1.5メートルの区画道路21号線について、第2工区のボックスカルバートの上部に設けられる道路と一体として整備することにより、市川市の行政区域内の部分を含め全体の幅員が約13.2メートルとなるようにし、上記基準を充たす幅員を確保することを目的としてされたものと認められる。そして、これにより、本件施行地区に造成される宅地うち7筆の宅地が幅員の広い上記道

路に接することとなり、利用価値の向上が図られ、うち2筆の宅地については、接する道路の幅員が4メートル以上となったことにより、建築基準法上のいわゆる接道義務（43条1項、42条1項）を充たすこととなり、さらに、上記道路は新設された北総開発鉄道松飛台駅の南側駅前広場に接続しているのものであって、その整備により同駅周辺の利便性が向上するという効果をもたらすものであるということが出来る。

(ウ) ボックスカルバートは一体の構造物であるから、本件工事の施行を本件施行地区内と本件施行地区外とに分けることは不可能であり、また、第2工区においてはボックスカルバートの上部に道路を設け、本件施行地区内と本件施行地区外とにまたがる道路を整備しているのものであり、一体としての道路を整備するという工事の内容上、その施行を本件施行地区内と本件施行地区外とに分けて考えることは、社会通念に照らし著しく不合理である。そして、本件工事が本件事業の施行地区内と施行地区外とにまたがって一体として行われることにより、本件施行地区内の公共施設の整備改善及び宅地の利用の促進を図る上で有益なものであることは明らかというべきである。

上記(イ)の浸水被害の解消の恩恵を受けるのは控訴人の組合員ばかりでなく、松戸市内の流域内低地部全体であるということができ、その意味では、紙敷川改修工事の費用を控訴人のみが負担するというのは、受益と負担の均衡あるいは負担の公平という観点から問題がないわけではないが、控訴人は、その恩恵を自ら受けるのみならず、本件工事に上記(ウ)のような効用があることをも考慮して、その費用を控訴人が負担することを決定し、事業計画を立てたものであり、このことをもって土地区画整理法に違反するということはできない。

したがって、控訴人による本件工事の施行は、土地区画整理法に従ったものであり、定款の定める土地区画整理事業の一環をなすものと認め

るのが相当である。

エ そうすると、本件工事は、土地区画整理法の許容する範囲内のものであって、控訴人がこれを施行する能力を有することは明らかというべきであり、これと異なる前提に立って本件工事に費用を控訴人の負担とする本件各協定が公序良俗に反し無効であるとする控訴人の主張は理由がない。

2 以上の次第で、控訴人による紙敷川改修工事に費用の負担は、控訴人が有効な本件各協定に基づき負担する義務の履行としてされたものであり、したがって、仮に本件工事ににより被控訴人が利益を得たということがあったとしても、法律上の原因なく他人の財務又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者ということとはできないから、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の本件請求は理由がない。

よって、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青 柳 馨

裁判官 豊 田 建 夫

裁判官 長 久 保 守 夫